

平成 29 年 10 月 20 日
東海旅客鉄道株式会社

「中央新幹線品川・名古屋間」における大深度地下の公共的使用に関する
特別措置法に基づく「事前の事業間調整」手続きについて

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）」第 12 条には、事業概要書を作成し、道路、河川、鉄道、通信、電気、ガス、上下水道など公共の利益となる事業を施行できる事業者（以下「対象事業者」という。）を対象に、事業の共同化や事業区域の調整など事業間の調整を行うことが定められています。

当社は、同法第 12 条に基づき、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、使用認可の申請に先立って事業者間で調整を行う「事前の事業間調整」を、平成 26 年 3 月から実施したところです。

今般、中部圏の一部の事業区域において縦断線形を変更する必要性が生じたため、以下のとおり「事前の事業間調整」を行いますので、お知らせします。

1. 大深度法第 12 条に基づく「事前の事業間調整」手続き

(1) 事業概要書の送付

- ・送付先：中央新幹線を所管する国土交通大臣
- ・送付日：平成 29 年 10 月 20 日
- ・変更する内容：中部圏の一部の事業区域を変更します（事業概要書に記載）。

(2) 事業概要書の公告及び縦覧

- ・公 告：平成 29 年 10 月 23 日に、官報に公告
- ・縦 覧：公告日より 30 日間、事業概要書を当社の中央新幹線工事事務所（東京、神奈川、川崎分室、愛知）及び関係自治体施設で縦覧に供します。

(3) 対象事業者からの調整の申出

- ・対象事業者：大深度法第 4 条に基づく事業者
- ・調整の申出：変更する事業区域又はこれに近接する地下において、事業の共同化や事業区域の調整など、事業間の調整が必要な対象事業者は、縦覧期間内（平成 29 年 11 月 21 日まで）に、当社に申し出ることができます。

2. その他

- ・事業概要書は、当社ホームページ（<http://jr-central.co.jp>）に掲載します。